# 第10章 建 設 部

## 「建設部]

## 1. 道路の整備

(1) 市道の整備

市道の整備は、都市計画道路などの幹線道路の整備の重点化を図るとともに、一般生活関連道路の改良、舗装、交通安全施設等についても、計画的かつ効率的に実施している。さらに、橋りょうなどの道路ストックについて、長寿命化等を目的に調査点検および補修・補強を計画的かつ重点的に実施している。

また、私道の整備は、私道等整備補助金要綱に基づいて実施している。

ア 本年度道路整備計画(平成30年4月1日現在)

| (ア) | 道路改良事業        | 9路線           | 281,830千円   |
|-----|---------------|---------------|-------------|
| (イ) | 側溝改良事業        | 8路線 1,230m    | 95,000千円    |
| (ウ) | 私道整備補助金       | 3路線           | 4,780千円     |
| (工) | 地方道路交付金事業     | 4路線、1地区       | 244,870千円   |
| (才) | 交通安全施設等整備(道路照 | 明灯、防護柵、反射鏡ほか) | 75,500千円    |
| (カ) | 橋りょう整備事業 新川橋  |               | 770,000千円   |
| (キ) | 人にやさしい歩道づくり事業 |               | 89,000千円    |
| (ク) | 除排雪関係経費       |               | 1,100,000千円 |
| (ケ) | 道路維持修繕事業      |               | 234, 100千円  |
| (3) | 地下道等改修事業      |               | 16,640千円    |
| (サ) | 道路附属施設改修事業    |               | 62,000千円    |
| (シ) | 融雪施設改良事業      |               | 181,000千円   |
| (ス) | 道路橋長寿命化修繕計画策定 | 事業            | 53,834千円    |
| (セ) | 橋りょう修繕事業      |               | 535,000千円   |
| (ソ) | 冬みち安全安心対策除雪強化 | 事業            | 1,652千円     |
| (タ) | 道路附属施設等調査点検事業 |               | 23,000千円    |
| (チ) | 公共土木施設災害復旧事業( | 道路災害)         | 69,574千円    |

- イ 秋田市市道認定および廃止基準要綱(平成22年12月1日施行) ※一部抜粋 (認定の基本要件)
  - 第2条 市道として認定する道路は、法令その他別段の定めのあるものを除き、現に一般交通の用に 供されている維持管理上支障のない道路であって、次の各号のいずれかに該当し、かつ、次条およ び第4条に定める要件を備え、公共性が高いものでなければならない。
    - (1) 重要な公共施設に通じる道路であること。
    - (2) 起点および終点がともに国道、県道又は市道(以下「公道」という。)に接続している道路であること。
    - (3) 起点および終点のどちらか一端が公道に接続し、かつ、他端が道路の機能を有する法定外公共物に接続している道路であること。
    - (4) 行き止まり道路 (これに準ずる道路を含む。以下同じ。) の場合は、一端が公道に接続し、かつ、地域の生活に密着している道路であること。
    - (5) 国道又は県道の線路変更もしくは廃止により、市道として存置する必要があると認める道路であること。
  - 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、市道として認定することができる。

- (1) 市が施行する道路新設又は道路改良事業の予定路線
- (2) 専ら自転車および歩行者の通行の用に供する道路のうち、特に必要と認められるもの

#### (道路構造上の要件)

- 第3条 市道の認定に係る道路の構造上の要件は、次のとおりとする。
  - (1) 道路の幅員(法敷等を除く。以下同じ。)は、6メートル以上であること。ただし、他にこれに代わる道路がない場合又は公共施設に通じる道路の場合は、4メートル以上とすることができる。
  - (2) 前条第1項第4号に規定する行き止まり道路の場合は、幅員が6メートル以上で、かつ、延長は35メートルを超えるものであること。
  - (3) 交差箇所については、原則として道路の幅員に応じて隅切りを設けること。

#### (道路用地の要件)

- 第4条 道路用地は、次の各号に掲げる要件を備えていなければならない。
  - (1) 道路用地と道路用地以外の土地との境界が明確であること。
  - (2) 寄附により、所有権が市に移転できる道路用地であること。
  - (3) 道路用地に植栽、建築物等で道路として使用上の支障となる物件がないこと。
  - (4) 道路用地に所有権以外の権利が存在しないこと。ただし、第2条第2項第1号に規定する路線を除く。

## (2) 道路の現況

ア市道

(各年度末現在)

| 年 度 | 路線数          | 実 延    | 長      | 舗装          | 砂利   | 道   | 舗装率   | 橋   |    | 梁       |
|-----|--------------|--------|--------|-------------|------|-----|-------|-----|----|---------|
| 十 及 | □□ //// · 女X | (m)    |        | (m)         | (m)  |     | (%)   | 数   | 延長 | (m)     |
| 18  | 7, 299       | 1, 904 | 1, 394 | 1, 666, 679 | 237, | 715 | 87. 5 | 720 |    | 10, 292 |
| 19  | 7, 344       | 1, 909 | 9, 323 | 1, 672, 623 | 236, | 700 | 87. 6 | 721 |    | 10, 326 |
| 20  | 7, 366       | 1, 912 | 2, 070 | 1, 674, 295 | 237, | 775 | 87. 6 | 721 |    | 10, 326 |
| 21  | 7, 399       | 1, 91  | 5, 629 | 1, 678, 908 | 236, | 721 | 87. 6 | 722 |    | 10, 326 |
| 22  | 7, 412       | 1, 917 | 7, 274 | 1, 680, 025 | 237, | 249 | 87. 6 | 722 |    | 10, 326 |
| 23  | 7, 444       | 1, 923 | 3, 355 | 1, 685, 643 | 237, | 712 | 87. 6 | 722 |    | 10, 326 |
| 24  | 7, 466       | 1, 94  | 1,682  | 1, 703, 832 | 237, | 850 | 87.8  | 722 |    | 10, 326 |
| 25  | 7, 502       | 1, 946 | 5, 191 | 1, 707, 969 | 238, | 222 | 87.8  | 724 |    | 10, 953 |
| 26  | 7, 534       | 1, 95  | 1, 525 | 1, 712, 816 | 238, | 709 | 87.8  | 721 |    | 11,011  |
| 27  | 7, 553       | 1, 953 | 3, 247 | 1, 714, 232 | 239, | 015 | 87.8  | 707 |    | 11, 288 |
| 28  | 7, 582       | 1, 956 | 6, 276 | 1, 717, 122 | 239, | 154 | 87.8  | 711 |    | 11, 394 |
| 29  | 7, 604       | 1, 958 | 8, 865 | 1, 719, 507 | 239, | 358 | 87.8  | 715 |    | 11, 671 |

イ 国道・県道 (各年度末現在)

| 年度 | 玉       | j      | 道     | 県        | 道      | 道     |  |  |
|----|---------|--------|-------|----------|--------|-------|--|--|
| 干及 | 延 長 (m) | 舗装率(%) | 橋 梁 数 | 延 長 (m)  | 舗装率(%) | 橋 梁 数 |  |  |
| 17 | 59, 536 | 100.0  | 36    | 310, 380 | 92. 3  | 213   |  |  |
| 18 | 59, 536 | 100.0  | 36    | 310, 659 | 92. 3  | 210   |  |  |
| 19 | 59, 536 | 100.0  | 36    | 313, 641 | 93. 6  | 208   |  |  |
| 20 | 59, 536 | 100.0  | 38    | 353, 010 | 93. 3  | 233   |  |  |
| 21 | 59, 536 | 100.0  | 38    | 308, 813 | 92. 3  | 203   |  |  |
| 22 | 61,049  | 100.0  | 38    | 312, 415 | 92. 2  | 202   |  |  |
| 23 | 59, 696 | 100.0  | 37    | 304, 034 | 92. 0  | 199   |  |  |
| 24 | 59, 696 | 100.0  | 37    | 301, 524 | 92. 0  | 196   |  |  |
| 25 | 59, 696 | 100.0  | 37    | 337, 280 | 94. 8  | 219   |  |  |
| 26 | 59, 696 | 100.0  | 37    | 337, 275 | 94. 8  | 219   |  |  |
| 27 | 59, 696 | 100.0  | 38    | 337, 094 | 94. 8  | 218   |  |  |
| 28 | 59, 696 | 100.0  | 38    | 337, 094 | 94. 8  | 218   |  |  |

#### (3) 道路除排雪対策

(予算額 1,100,000千円)

誰もが安全・安心して通行できる円滑な冬期道路交通を確保するため、道路除排雪対策本部を設置し、 市直営と委託業者による道路除排雪を実施する。

#### ア 平成29年度の状況

- ・道路除排雪対策本部の設置日 平成29年11月13日
- ・除雪の出動時期 出動の判断基準値を路面積雪深10センチメートルと定め、積雪深が基準値を超えた場合、あるいは、基準値を超えることが予想される場合に出動する。
- ・除雪体制 車道1,900km、歩道267kmを対象に、市直営と委託業者264社を配置
- ・主要な除雪機械台数 市27台、民間515台、計542台
- ・雪捨て場 9カ所 (大規模)、681カ所 (街区公園等)

#### (4) 都市計画道路の整備

## ア 整備の基本方針

都市計画道路の基本骨格をなす都心環状道路、市街地環状道路、外周部環状道路や、それらを結ぶ分散導入路、および秋田市全体からみた交通体系も考慮した、効率的な道路網の整備を図っていくものとする。

#### イ 整備状況

路線数 88路線

計画延長 277.0km

整備済延長 206.6㎞

整 備 率 74.6% (平成29年度末現在)

## ウ 整備の進め方

都市計画道路の整備は、市街地内においては街路事業、それ以外は幹線道路整備事業などとして事業の促進を図るとともに、国、県が行う事業についても整備促進に努めている。

## 2. 河川

秋田市の主な河川は、北部を流れる馬踏川および西部下浜地区を流れる下浜鮎川や雄和地域を流れる中の沢川などの子吉川水系に属する普通河川を除いて雄物川水系に属し、そのほとんどが市東部の太平山に源を発し、市中心部を流れる旭川や河辺地域を流れる岩見川をはじめ、1級、2級、準用、普通河川が扇状をなして秋田平野を潤しながら雄物川と合流、日本海に注いでいる。

## (1) 市内の河川数と延長(平成30年4月1日現在)

|   | 区   | 分    | 本 数 | 延 長 (m)  | 河 川 名                       |
|---|-----|------|-----|----------|-----------------------------|
| 1 | 級河川 | (直轄) | 1   | 35, 300  | 雄物川 (全延長 133 k m)           |
|   | "   | (県)  | 23  | 213, 385 | 旧雄物川、旭川、太平川、新城川、道川、猿田川、八    |
|   |     |      |     |          | 田川、草生津川、砥沢川、地蔵川、寺沢川、岩見川、梵字  |
|   |     |      |     |          | 川、神内川、三内川、岩見杉沢川、岩見小又川、安養寺川、 |
|   |     |      |     |          | 小友沢川、平尾鳥川、新波川、繋川、神ヶ村川       |
| 2 | 級河川 | (県)  | 2   | 20, 720  | 下浜鮎川、馬踏川                    |
| 準 | 用河川 | (市)  | 6   | 19, 000  | 宝川、白熊川、船沢川、会沢川、繋沢川、小出沢川     |
| 普 | 通   | 河川   | 46  | 117, 590 | 従来から川と称されていた自然河川            |
|   |     |      |     |          | 一般的に水路と呼ばれる農業用排水路等は除く。      |
|   | 計   |      | 78  | 405, 995 |                             |

## (2) 河川改修

本市では、市街地を流れる普通河川古川について、下流域の浸水被害の軽減と河川の環境整備を図るため、 平成12年度から仁井田工区に着手し、18年度で事業を終了した。引き続き、平成19年度から牛島工区に着手 し、整備を進めている。

|     | 全 体 計                         | 画           | 平成29年  | 度以前         | 平 成 30                              | ) 年 度       | 平成31年                                | <b>度以降</b>  |
|-----|-------------------------------|-------------|--|-------------|-------------------------------------|-------------|--------------------------------------|-------------|
| 河川名 | 延 長 (m)                       | 事業費<br>(千円) | 延 長 (m)  | 事業費<br>(千円) | 延 長 (m)                             | 事業費<br>(千円) | 延 長 (m)                              | 事業費<br>(千円) |
| 古川  | 改修(H12~H18)<br>(仁井田工区)<br>270 | 327, 137    | 測量調査<br>1式<br>用地<br>2,854m²<br>護岸<br>270<br>分流樋門<br>1基<br>橋梁架替<br>1式 | 327, 137    |                                     |             |                                      |             |
|     | 改修(H19~)<br>(牛島工区)<br>798     | 687, 781    | 測量等調査<br>1式<br>補償<br>1式<br>護岸<br>589<br>管理橋架替<br>1式                  | 486, 081    | 測量等調査<br>1式<br>補償<br>1式<br>護岸<br>70 | 63, 900     | 測量等調査<br>1式<br>補償<br>1式<br>護岸<br>139 | 137, 800    |

#### 3. 都市緑化の推進

#### (1) 都市緑化の条例体系等

第13次秋田市総合計画では、「緑あふれる環境を備えた快適なまち」を将来都市像の一つとして設定しており、うるおいとやすらぎを得られる景観の形成を目指すこととしている。

これまで、「公園都市秋田市をつくる条例」(昭和48.10・昭和61.3 一部改正)に基づき都市の緑化に努めてきたが、本市をめぐる環境の変化、市民ニーズの多様化により新たな制度体系に再構築する必要があったため、平成14年7月、「良好な生活環境を確保すること」を目的とする「秋田市都市緑化の推進に関する条例」を制定し、平成15年3月には、「秋田市都市緑化の推進に関する基本方針」を定め、都市緑化の推進や市民の主体的な取り組みを支援する基本的事項について方向性を示した。

また、この基本方針のアクションプログラムである「秋田市都市緑化推進計画」を平成16年3月に策定し、緑化の推進についての具体的取り組み内容を示し、平成16年度からは、この計画に基づき都市の公園・緑地・学校などの公共公益施設や、民有地の、緑化・美化の総合的かつ一体的な施策展開を図り、しあわせを実感できる、緑豊かで魅力あるまちづくりを推進している。平成19年度には、平成17年1月の市町合併と景観緑三法の施行に伴い、本市の緑のマスタープランである「秋田市緑の基本計画」を変更し、市街地の身近な緑の充実に向けた新たな目標(緑の量と質)を設定するとともに、緑化重点地区の拡充を行い、都市緑化の推進を図ることとしている。

さらに、平成20年3月に「秋田市緑の基本計画」を改訂したことに伴い、都市の緑化を具体的に展開することを目的とした「秋田市都市緑化推進計画」を平成23年2月に変更した。

## ○「秋田市都市緑化の推進に関する条例」の主な制度

#### ア 街区等の緑化

特に緑化が必要な街区を「緑化街区」として指定し、必要なルールづくりや支援を重点的に行う。道路を築造したときや、工場等を設置したときは、これらの敷地の緑化に努めなければならない。

緑地協定(平成30年3月31日現在)

(ア) 町内緑化 17町内会 2,013戸

#### イ 保存樹の指定

歴史のある樹木、樹林、美観上優れた樹木等を保存樹として指定し、その保存に努める。保存樹の保存に影響を及ぼす、枝条の切除、剥皮、断根、伐採等を規制する。

## ウ 空閑地の美化

空閑地等を放置して、雑草が繁茂するなど著しく美観を損ない、または良好な生活環境の確保に支障があるときは、所有者等に対して雑草の除去等の必要な協力を要請する。

#### エ 開発行為の届出

法令で土地利用上の制限を受けない区域で、開発行為をしようとするときは、あらかじめ届出をして もらい、必要により助言、または指導を行い、緑化の推進等を図る。

## (2) 都市緑化推進事業

## ア 空閑地美化事業

空閑地除草指導実績

単位:件

|   | 年 度 |   |   | 24 | 24 25 |    | 27 | 28 | 29 |    |    |
|---|-----|---|---|----|-------|----|----|----|----|----|----|
| 除 | 草   | 指 | 導 | 件  | 数     | 45 | 42 | 67 | 52 | 51 | 38 |

#### イ 保存樹管理事業

指定保存樹(平成30年3月31日現在)

(ア) 単独樹木 217本 (122カ所)

(イ) 貴重樹木 458本 (35カ所)

- (ウ) 並 木 244本 (14カ所)
- (エ) 樹 林 1,007本(5カ所)

計 1,926本(176カ所)

ウ 緑のまちづくり活動の支援

平成20年度より(財)秋田市総合振興公社が創設した「緑のまちづくり活動支援基金」により、地域が 行う緑のまちづくり活動に支援している。

なお、秋田市総合振興公社は、平成25年4月に財団法人から公益財団法人に移行している。

#### 4. 公園緑地の現況と整備

都市公園の整備にあたっては、市民が身近な施設として実感できる緑を充実させるため、都市域における水 と緑の公的空間確保量として「市街地における緑地率」、また高齢者、障がい者をはじめ、誰にでも優しく安心 して、自由に利用できる公園の「公園のバリアフリー化」を推進し、市民に身近なみどりを創出し「みどりの 健康文化都市」を実現する。

#### (1) 都市計画公園の現況

(平成30年3月31日現在)

|   | 区 |   | • | 数   | 面 積 (ha) | 区 |   | 分 |   | 数   | 面 | 積(ha)   |
|---|---|---|---|-----|----------|---|---|---|---|-----|---|---------|
| 街 | 区 | 公 | 園 | 179 | 40. 79   | 墓 |   |   | 園 | 2   |   | 18. 46  |
| 近 | 隣 | 公 | 園 | 8   | 17. 92   | 広 | 域 | 公 | 園 | 2   |   | 196. 90 |
| 地 | 区 | 公 | 園 | 2   | 9. 50    | 緑 |   |   | 地 | 4   |   | 43. 55  |
| 総 | 合 | 公 | 園 | 5   | 258. 19  | 緑 |   |   | 道 | 2   |   | 2. 10   |
| 運 | 動 | 公 | 園 | 1   | 21. 73   | 広 |   |   | 場 | 2   |   | 0. 74   |
| 風 | 致 | 公 | 園 | _   |          |   |   |   |   |     |   |         |
| 歴 | 史 | 公 | 園 | 1   | 2. 34    |   | 計 |   |   | 208 |   | 612. 22 |

ア 都市計画公園整備率 (開設面積) 28.57%

イ 市街地における緑地率

23.4% (「秋田市緑の基本計画」目標値(29年度) 24.0%)

ウ 都市公園のバリアフリー化率 64.6%(「秋田市緑の基本計画」目標値(29年度)64%)

#### (2) 主な公園の概要

#### ア 千秋公園 (開設面積16.36ha)

本公園は、藩主佐竹氏の居城であった久保田城跡を利用した本市のシンボル的な公園であるとともに百 年の長い年月を刻んできた歴史と文化に培われた都市公園として、市民はもとより県民や観光客にも広く 親しまれている。また、市街地の中心部となる中央街区の北側に位置し、閑静な緑の空間を提供している。 そのため、歴史性、象徴性を重視し、市民に親しまれる魅力ある総合公園として保全整備することを目 的に、昭和56年に「千秋公園整備基本計画」を策定し、この計画に基づき、茶室、せせらぎ、中土橋、観

穴門堀の水質浄化、公衆便所の水洗化を実施した。

さらに、高齢者にやさしい公園づくりをテーマに、平成6年度から8年度にかけて、長坂などへの手す りの設置、階段の改良、照明灯設置、公園東側内堀の汚泥浚せつ、ベンチの設置、ポケットパーク等の整 備を実施した。

光バス専用駐車場、松下坂駐車場、御物頭御番所、御隅櫓、二の丸売店、裏門坂階段等の整備、大手門・

また、平成8年度は、既往計画である「千秋公園整備基本計画(昭和56年)」について、時代のニーズや 市民意識の変化、公園をとりまく市街地の状況の変化等により、公園に求められる機能の見直しが急務と なったことから、市民の財産である千秋公園のより一層の利用と活性化につながる方策を検討することと し、公園再整備の基本方針となる「千秋公園再整備基本計画」(マスタープラン)を策定した。

再整備計画のテーマは、「水と緑と歴史的資質を活かした市民による公園づくり」とし、基本方針「市民の参加」「自然環境の保全」「歴史的資質の活用」によって方向づけることとした。

これに基づき、平成11年度から12年度まで表門、平成13年度から17年度まで自然ゾーン、平成18年度から22年度まで歴史ゾーンを整備した。平成23年度には穴門堀の南西角地に外堀ポケットパークが完成し、平成24年度からは、市民交流ゾーン整備とさくら景観整備を実施している。平成26年度に外堀水質浄化整備および二の丸エリアが完成したことから、平成28年度は胡月池エリアの園路整備を実施した。

平成29年度には、平成8年度に策定した千秋公園再整備基本計画を社会情勢や市民ニーズ等の変化に対応した整備計画に改定した。

#### [主な施設]

(ア) 御物頭御番所(おものがしらごばんしょ)

久保田城内の二ノ門(長坂門)の開閉の管理と城下の警備、火災の消火等を担当していた物頭(足軽の組頭)の詰所であり、城内に唯一残っている藩政時代の建物として往時の姿を今に伝えている。

- ・昭和63年4月開館 建設費 19,551千円(改修費)
- ・木造中2階建(18世紀中頃の建造物である。)

#### (イ) 表門

表門は久保田城本丸の玄関門で、一ノ門とも呼ばれ警備上からも重要な地点とされた。

現在の表門は、絵図や発掘調査の成果をもとに再建したもので、佐竹二十万石の正門にふさわしい壮 大なものとなっている。

- · 平成13年3月完成 建設費 266,175千円
- ・建築面積 79.0㎡ 延べ床面積 103.30㎡ (一階 46.7㎡ 二階 59.6㎡) 高さ 12.46m

#### イ 一つ森公園 (開設面積70.08ha)

本公園は都市環境の保全、緑の空間に囲まれたレクリエーションと憩いを享受できる基幹的総合公園として都市計画決定された。全体計画面積71.7ha、事業年度を昭和53年度から平成18年度とし、市民の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的として、緑豊かな中に静的レクリエーションと動的レクリエーションを共存させるため、それぞれの施設を配置している。

また、昭和61年10月に昭和天皇御在位60年記念健康運動公園の一つとして指定を受け、これまでにつつ じ園、さくら広場、自由広場、ロックガーデン、日本庭園、多目的広場、ジョギングコース、コミュニティ体育館、弓道場、入口広場、テニスコート、公園南側園路、体育館南側広場を整備した。

## [主な施設]

- (ア) コミュニティ体育館
  - ・平成5年8月1日開館
  - ·建設費 830,000千円
  - 延床面積 2,688㎡
  - ·平成29年度利用者 9,979人
  - (イ) 友誼亭(ゆうぎてい)

秋田市と中国蘭州市の友好都市提携5周年を記念して、昭和62年に建てられた中国の伝統的建築様式のあずまや。朱塗りの柱に支えられた六角形の屋根、金色の相輪が青空に輝き、一つ森公園のシンボルともなっている。

## ウ 太平山リゾートパーク

(ア) 太平山リゾート公園 (開設面積91.01ha)

本公園は、太平山周辺の豊かで良好な自然環境と温泉を活用し、同地を四季を通じて魅力あるリゾート地として整備し、市民の健康増進や広域観光の拠点として集客力を高め、地域産業の活性化を図

ることを目的に、平成元年3月策定の「秋田市太平山リゾートパーク総合整備計画調査報告書」に基づき、元年度から整備を進めてきた。

平成3年度には中心施設であるクアドーム「ザ・ブーン」、4年度には休憩所および太平山スキー場「オーパス」、6年度にはテニスの森、オートキャンプ場が供用を開始しているほか、これまで水鳥の池(第一調節池)、野鳥の森(第二調節池)、駐車場などを整備した。

また、その後の経済、社会情勢等の変化に対応するため、平成6年度には事業全体の見直しを行い、メインコンセプトを市民開放型・市民福祉型の「シビック・リゾート」として、市民をはじめ、より多くの人々が気軽に訪れ、楽しむことができる公園を目指し整備を進めることとした。

平成9年度には、展望風呂付大広間、新オートキャンプ場内にトレーラーハウス(10台)、平成11年度には新オートキャンプ場でオートキャンプサイト18区画、平成15年度にはグラウンド・ゴルフ場(約3.3ha)の供用を開始した。花公園については、平成12年度にエントランス広場、平成20年6月にセンターガーデンが完成した。平成20年度末には、公園全体の安全を図るための施設整備と芝生広場の整備を行い、事業が完了した。

#### [主な施設]

施設の管理運営については、平成18年4月から指定管理者制度を導入し、太平山観光開発株式会社を 指定している。

a クアドーム・展望風呂付大広間「ザ・ブーン」

温泉を利用したクア施設。プール(センタープール、流れるプール、ジャグジープール、ウォータースライダー、屋外プール、露天風呂、サウナ等)、リラックス室、レストラン、売店、無料休憩所等。平成9年4月には、展望風呂(ヒノキ風呂(一部)、岩風呂、寝湯、湿式低温サウナ、露天風呂等)、大広間を開設。

・供用開始 平成3年8月29日

・建 設 費 約4,920,000千円 (クアドーム約4,560,000千円+展望風呂約360,000千円)

建 設: クアドーム:第三セクター(太平山観光開発(株))

展望風呂 : 秋田市

・施設概要 全 体: 建築面積 約 7,288.47 m<sup>2</sup>

延床面積 約11,582.47㎡

クアドーム: 鉄筋コンクリート造、膜屋根造、地上2階地下1階

最大高さ 約24m、最大直径 約100m

建築面積 約 6,680 m²

延床面積 約10,690㎡ (内、プール室 3,430㎡)

展望風呂: 鉄筋コンクリート造、地上1階地下1階

建築面積 約608.47㎡ 延床面積 約892.47㎡

- ・利用料金 大人 510円、中・高生 410円、小学生以下 300円、3歳未満無料。 1年間使用券もある。
- ·利用者 205,900人 (平成29年度)
- b オートキャンプ場

ピクニックの森・オートキャンプ場

- ・供用開始 平成6年8月1日
- · 建 設 費 約70,000千円
- ・施設概要 テントサイト15区画、電源、炊事棟、シャワー等

新オートキャンプ場

- ・供用開始 平成11年4月27日
- ·建 設 費 約100,000千円
- ・施設概要 テントサイト18区画、電源、炊事棟、シャワー等
- ・利用料金 宿 泊:2,110円/1区画 日帰り:1,050円/1区画
- 利用者3,409人(オートキャンプ場のみの利用者)(平成29年度)
- c テニスの森
  - ・供用開始 平成6年8月1日
  - ·建 設 費 約280,000千円
  - ・施設概要 砂入り人工芝7面(内4面ナイター設備完備)、クラブハウス、シャワー等
  - ・利用料金 一般 210円/1面/1時間、高校生以下 無料(秋田市在住、在学の18歳未満)
  - ·利用者 9,090人 (平成29年度)
- d トレーラーハウス
  - ・供用開始 平成19年8月1日
  - ·利用料金 宿 泊:11,310円/1台
  - ・施設概要 家型トレーラーハウス5台(冷暖房、キッチン、冷蔵庫、バス、トイレ)
  - ·利用者 2,205人(平成29年度)
- e グラウンド・ゴルフ場
  - ·供用開始 平成15年11月1日
  - ·建 設 費 約210,000千円
  - ・施設概要 常設 4 コース32ホール (芝生面積約2.8ha)、休憩所 (210㎡)(休憩スペース・売店・トイレ・事務所等)、四阿 (あずまや)、水飲み場、放送設備、休憩ベンチほか
  - ・利用料金 大人 300円/1回、高校生以下 無料(秋田市在住、在学の18歳未満)
  - ·利用者 25,126人 (平成29年度)
- f 森林学習館「木こりの宿」
  - ・供用開始 昭和63年4月
  - •建 設 費 約240,000千円
  - ・施設概要 研修室、和室6室(宿泊定員29名)、浴室、食堂、事務室
  - ・利用料金 1 泊大人(中学生以上)3,130円(食事別)、小人(小学生)2,360円(食事別)

入 浴:大人 300円、小人(小学生) 150円

研修室: 4時間まで 2,360円/1室、4時間超 5,860円/1室 和 室: 4時間まで 1,740円/1室、4時間超 3,490円/1室

- ·利用者 21,419人 (平成29年度)
- g ピクニックの森
  - ·供用開始 昭和56年(家族旅行村)
  - ・施設概要 バンガロー4棟(520円/1棟)、フリーテントサイト、炊事場、トイレ、運動広場、 水の広場、子供の広場、郷土料理広場、休憩所等
  - ・利 用 者 バンガロー 779人 (平成29年度)
- h 植物園
  - 供用開始 平成元年6月
  - ・施設概要 植栽樹木約250種(約4,000本)、自然林452種(高木109種)、四阿(あずまや)
  - •利用者 5,873人 (平成29年度)

#### I スキー場「オーパス」

- ・供用開始 平成4年12月20日
- 建 設 費 約3,030,000千円
- ・施設概要 スキー場面積約 118ha、標高差 195m (標高 330m~135m)、最大斜度25°、ゲレンデ6コース (総延長6km)、高速クワッドリフト1基、ペアリフト2基、人工降雪機9台、ナイター設備、圧雪車2台、スキーセンター (公園休憩所)等
- ・利用料金 11 回 券:大人 2,050円、小学生以下 1,020円、高齢者(60歳以上) 1,540円 1 日 券:大人 2,050円、小学生以下 1,020円、高齢者(60歳以上) 1,540円 4時間券:大人 1,230円、小学生以下 610円、高齢者(60歳以上) 920円
- ·利用者 33,501人 (平成29年度)

#### 工 雄物川河川緑地

1級河川である雄物川の自然環境の保全と河川景観に配慮しつつ、河川敷の有効利用を図り、スポーツやレクリエーションの場として市民に提供するため、昭和63年度に整備基本計画を策定し、平成2年度から「スポーツゾーン」の整備を実施しており、これまでに多目的広場、野球場、テニスコート、ゴルフ場「秋田リバーサイドグリーン」、ゲートボール場、花壇、園路等が完成している。

#### 才 新屋海浜公園

新屋海浜公園は本市南西部に位置し、昭和30年に風致公園として指定され、平成4年度から連絡道の舗装、モニュメント整備、あずまや築造等、園路広場整備を実施した。

#### カーヘそ公園

本公園は秋田県の中心に位置しており、昭和63年3月に旧河辺町が開設した。

地域産業振興ならびに観光レクリエーションの場として利用者に憩いの場を提供し、地域観光資源の有効活用を図っている。園内には、ラジコン広場やバーベキューハウスなどがある。

#### キ 竹の花公園

竹の花公園は、昭和51年に旧雄和町が開設し、自然に囲まれた環境の中で、地域住民の憩いの場として 親しまれてきた。テントサイトやバーベキューコーナー、炊事場などもあり、幅広く利用できる。

